

やすらぎの郷居宅介護支援センター重要事項説明書

(令和7年9月1日現在)

1 事業者

名 称	特定非営利活動法人やすらぎの郷いいの
所 在 地	福島県福島市飯野町字前川16番地
電 話 番 号	024-563-4804
代表者氏名	理事長 伊藤 敏 寛

2 事業所の概要

(1) 事業所の名称、所在地、指定番号

事業所の種類	指定居宅介護支援事業所
事業所の名称	やすらぎの郷居宅介護支援センター
事業所の所在地	福島県福島市飯野町字前川16番地
電話番号	024-563-4804
管理者氏名	宇佐見芳子
事業所番号	0770104602

(2) 職員体制

管理者(常勤) 主任介護支援専門員	1名	サービス管理全般及びケアプラン作成
介護支援専門員	1名以上	ケアプラン作成

(3) 営業日

月曜日から金曜日(ただし国民の祝日及び12月30日から1月3日までを除く。)	午前8時30分～午後5時30分
土曜日・日曜日・祝祭日の緊急連絡先	携帯080-9699-7703

3 事業目的

介護支援専門員が要介護状態にある高齢者等に対し、適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。

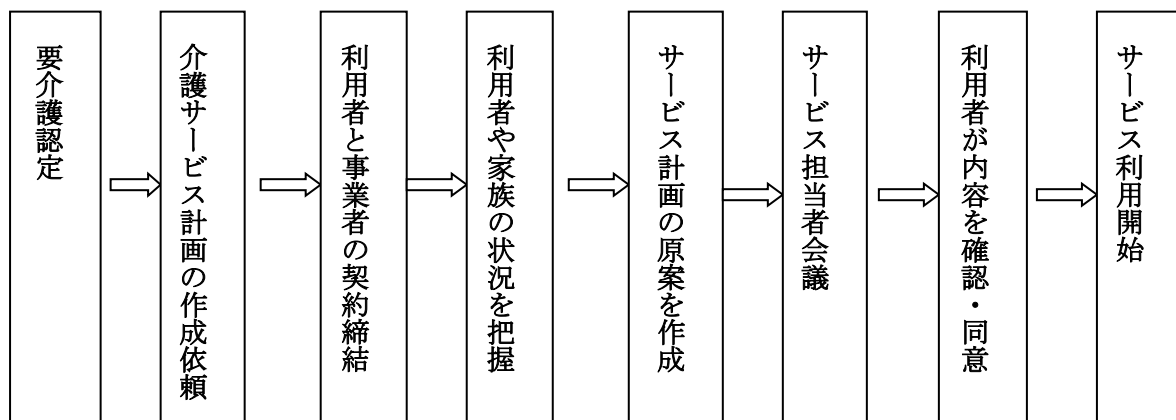
4 当事業所の居宅介護支援運営方針

- (1) 事業者の介護支援専門員は、利用者様が居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように支援を行います。
- (2) 利用者様への支援にあたっては、利用者様の心身の状況、そのおかれている環境等に応じて、利用者様の選択に基づき適切な立場で保健医療サービスおよび福祉サービスが提供できるよう、居宅サービス計画を作成し支援を行います。
- (3) 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- (4) サービス事業所の選定または推薦にあたっては、利用者様または、そのご家族様の希望を踏まえつつ公正中立に行います。

5 利用申込からサービス提供までの流れと主な内容

(1) 居宅介護サービス計画の作成

ご利用者様のご家庭を訪問して、ご利用者様の心身の状況、おかれている環境等を把握したうえで居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。



(2) 利用者の意思に基づくサービス選択の確保、及びサービス割合の説明

ご利用者様はサービス計画の原案について、複数事業所の選定と居宅サービス事業所をサービス計画書に位置づけた理由について説明を求めることができます。

前6ヶ月間に作成したサービス計画における、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用状況についてお知らせいたします。

※ 別紙 1 をご参照ください。

(3) 介護と医療の連携

医療機関との連携を図るために、入院時に介護支援専門員担当者の氏名等を入院先医療機関に提供して頂きますようお願い致します。

6 利用料金

(1) 居宅介護利用料

原則、要介護を受けられた方は、介護保険から全額給付されますので自己負担額はありません。ただし、介護保険料の滞納等により、介護保険給付が当事業所に支払われない場合はこの限りではありません。 ※ 別紙 2 をご参照ください。

(2) 交通費

下記7の、通常の事業の実施地域以外の居宅において行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収します。なお、交通費は通常の事業の実施地域を越えた地点から片道概ね1km以上の場合、1kmにつき20円とします。

7 通常の事業の実施地域

福島市（松川町・立子山・飯野町）、二本松市（旧東和町・旧安達町）、川俣町

8 個人情報報の取り扱いについて（秘密保持）

- (1) 利用者ご本人及びご家族に関する個人情報の収集は、その利用目的の範囲を説明し同意を得た上で収集します。
- (2) 利用者ご本人及びご家族に関する個人情報の使用は、同意を得た利用目的の達成に必要な範囲内において適正に使用します。
- (3) 同意または依頼のない限り、利用者ご本人及びご家族に関する個人情報を第三者に提供することはいたしません。同意・依頼の下で、個人情報の提供・預託を行う場合においても、提供・預託先が適正に管理するよう監督いたします。

《個人情報を利用させていただく範囲》

- ① やすらぎの郷居宅介護支援センターによる適切な居宅介護支援の提供のため
- ② 提供したサービスに関する請求業務などの介護保険事務のため
- ③ サービス提供にかかる利用開始・終了手続きなどの管理運營業務のため
- ④ 居宅サービスの適切な提供のための、他の居宅サービス事業者との連携（サービス担当者会議など）、照会への回答のため
- ⑤ 住宅改修工事施工事業者との適切な改修工事の実行のため

- ⑥ 緊急を要する場合の、医師や救急隊への連絡のため
- ⑦ ご家族に対するご本人の心身の状況や利用状況に関する報告のため
- ⑧ 当事業所のサービスの維持・改善に資する基礎資料（アンケート等）の作成のため
- ⑨ 当事業所で行われる職員研修における事例検討のため
- ⑩ 当事業所で行われる学生等の実習教育のため
- ⑪ 審査支払い機関（国保連）や保険者からの照会など、法令上応じることが義務付けられている事項のため
- ⑫ 外部監査機関・サービス評価機関への情報提供のため
- ⑬ 損害賠償保険・傷害保険等に係る保険会社等への相談・届出のため
- ⑭ その他特に目的を特定の上、同意を得て収集した個人情報については、その利用目的に沿う範囲

9 事故発生時の対応

当事業所は、万全の体制で指定居宅介護支援のサービス提供にあたりますが、万一事故が発生した場合には、速やかにご契約者及びその家族等にご連絡するとともに事故に遭われた方への救済、事故拡大の防止などの必要な措置を講じます。また、ご契約者に賠償すべき事故が発生した場合は、誠意をもって速やかに対応いたします。

10 苦情処理の体制

（１）当事業所の苦情受付

苦情の受付は、口頭、電話、窓口でも受け付けております。ご契約者及びそのご家族様等の要望に応えられるよう迅速に対応いたします。

○苦情受付窓口（担当者）

居宅介護支援専門員 宇佐見芳子 TEL 0 2 4 - 5 6 3 - 4 8 0 4

（２）行政機関その他苦情受付機関

福島市役所介護保険課	5 2 5 - 6 5 8 7（直通）	福島市五老内町 3 番 1 号
二本松市高齢福祉課	0 2 4 3 - 5 5 - 5 1 1 5	二本松市金色 4 0 3 - 1
川俣町保健福祉課	5 6 6 - 2 1 1 1（代表）	川俣町字五百田 3 0
福島県社会福祉協議会 （運営適正化委員会）	5 2 3 - 2 9 4 3（直通）	福島市渡利字七社宮 1 1 1
福島県国民健康保険団体連合会	5 2 8 - 0 0 4 0	福島市中町 3 - 7

11 虐待防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者	宇佐見芳子
-------------	-----	-------

- ② 虐待防止の対策を検討する委員会を設置し、定期的に開催しその結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ③ 虐待の防止のための指針を整備しています。
- ④ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しています。
- ⑤ サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基
づき重要な事項を説明しました。

〈事業所〉

所在地 福島県福島市飯野町字前川16番地
名 称 やすらぎの郷居宅介護支援センター
説明者 介護支援専門員

⑥

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事
項の説明を受けました。また、個人情報の取り扱いに関しても、十分理解のうえ
同意します。

〈利用者〉

住 所 _____

氏 名 _____ ⑥

〈ご家族〉

住 所 _____

氏 名 _____ ⑥

利用者との続柄 (_____)

別紙1 < 期間 令和7年3月1日から令和7年8月31日 >

① 前6ヶ月間に作成したサービス計画における、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	31 %
通所介護	46 %
地域密着型通所介護	2 %
福祉用具貸与	64 %

② 前6ヶ月間に作成したサービス計画における、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	やすらぎの郷ヘルパー ステーション 40%	ヘルパーステーショ ンはなはな 30%	ニチイケアセンター太 平寺 6%
通所介護	福島市飯野デイサービ スセンター 40%	デイサービスセンタ ー風の丘 19%	デイサービスセンター 飯野ふるさと村 19%
地域密着型 通所介護	川俣ホームデイサービ スセンター 75%	地域密着型通所介護 よらんしょ 25%	
福祉用具貸与	(株)同仁社ヘルスケア営 業福島事業所 20%	ホームケアプラス・ 福きたる 14%	(有)エヌケイ商事 14%

別紙 2

利 用 料 金 表

1 居宅介護支援費

(令和6年4月1日改定)

区分	項 目	金 額
基 本	要介護1又は要介護2	10,860円/月
	要介護3から要介護5	14,110円/月
加 算	初回加算 新規に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区分以上変更された場合	3,000円/月
	入院時情報連携加算Ⅰ 当該病院等に必要な情報を入院した日の内に提供した場合	2,500円/月
	入院時情報連携加算Ⅱ 当該病院等に対して必要な情報を入院した日の翌日又は翌々日に提供した場合	2,000円/月
	退院・退所加算 (Ⅰ)イ～(Ⅲ) 退院や退所時にサービス計画書を作成した場合	(Ⅰ)イ 4,500円/月 (Ⅰ)ロ 6,000円/月 (Ⅱ)イ 6,000円/月 (Ⅱ)ロ 7,500円/月 (Ⅲ) 9,000円/月
	ターミナルケアマネジメント加算 在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、14日以内に2日以上、同意を得て訪問し心身の状況を記録しサービス計画に位置付け、居宅サービス事業者提供した場合	4,000円/月
	通院時情報連携加算 医師又は歯科医師の診察に同席し必要な情報提供を行ない、医師又は歯科医師から情報提供を受けた上で居宅サービス計画に記録した場合	500円/月
	緊急時等居宅カンファレンス加算 病院等の求めにより医師又は看護師等と共に居宅を訪問し、カンファレンスを行った場合	2,000円/回 (月に2回まで)
	看取り期におけるサービス利用に至らなかった場合の評価 退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの死亡によりサービス利用に至らなかった場合、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱うことが適当と認められるケース	基本報酬の額

※原則、自己負担額はありません。ただし、介護保険料の滞納等により、介護保険給付が当事業所に支払われない場合は、上記の利用料金をお支払い下さい。